

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 27 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 22 日専決

熊取町長 藤原 敏 司

1. 相手方

2. 事件の概要

平成29年11月から令和5年8月までの間、町が発行する「高齢者見守りネットワーク」のチラシに相手方が著作権を有するイラストをその使用許可を得ることなく使用し、著作権を侵害したもの。

3. 損害賠償額

400,000円